

国立大学法人京都大学原子炉実験所
使用施設
平成29年度第1回保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

平成29年5月24日(水)

(詳細日程は別添1参照)

(2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 中村 博英

原子力保安検査官 古井 和平

2. 保安検査内容

(1) 保安検査項目

- ①保安規定に基づく下位文書の整備状況
- ②マネジメントレビューの実施状況
- ③教育訓練などの実施状況
- ④その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「保安規定に基づく下位文書の整備状況」「マネジメントレビューの実施状況」及び「教育訓練などの実施状況」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	5月24日 (水)
午 前	●初回会議 ○保安規定に基づく下位文書の整備状況 ○マネジメントレビューの実施状況 ○教育訓練などの実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
午 後	—

注) ○ : 検査項目 ● : 会議/記録確認/巡視等

個別検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成29年5月24日

2. 検査項目

保安規定に基づく下位文書の整備状況

3. 対象となった保安規定の条文

第2章 保安管理組織

第10条 原子炉安全委員会

第10章 品質保証

第48条 品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施

4. 検査結果

使用施設保安規定が改訂されたことに伴い、使用施設における保安活動を実施するための下位規定として定められている文書等の整備状況を確認した。

検査の結果、品質保証計画書に使用施設及び原子炉施設の品質マネジメントシステムに係る文書、様式等が同一に規定されているため、使用施設保安規定に基づく関連文書や記録等の下位文書との関係を明確にするための参考図書として核燃料管理室が「核燃料物質使用施設保安規定逐条解説」(以下「逐条解説」という。)を策定し、原子力安全委員会に報告されていることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲においては、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし。

個別検査結果(2/3)

1. 検査実施日

平成29年5月24日

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第10章 品質保証

第55条 品質保証計画の継続的改善

4. 検査結果

品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)の継続的改善のため、適切なインプット資料によりマネジメントレビューがなされ、QMSが継続的に改善されているか、その実施状況を確認した。

検査の結果、核燃料管理室等からの「品質管理報告書」及び品質保証責任者が作成した改善のための提案が、保安規定に定められたマネジメントレビューのインプットを満たしていることを「マネジメントレビュー項目一覧表」により確認した。

マネジメントレビューのアウトプットは、保安規定に定める要件が満たされ、保安活動の改善として「重要度の高いところは優先的に予防措置を行う」等の改善措置が品質保証計画書に従いアウトプットされていることを「マネジメントレビュー記録」により確認した。

また、マネジメントレビューの内容を受け、平成29年度の品質方針は、前年度と同内容にて継続され、「使用施設に対する新規制基準対応として改訂が必要と考えられる安全対策説明書類のドラフトを作成する。」また、「自発的な不適合報告書を促し、情報共有と水平展開を進め再発防止に寄与する体制作りに努める。」などの各部の品質目標が発行され、全所員にメールの配信及び所内ホームページの掲載により周知されていることを確認した。

以上、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし。

個別検査結果(3/3)

1. 検査実施日

平成29年5月24日

2. 検査項目

教育訓練などの実施状況

3. 保安規定の対象条文

第3章 保安教育

第11条 教育訓練

第12条 所員以外の者への教育訓練

4. 検査結果

保安教育及び保安訓練が保安規定に基づき計画的に実施されているか、その実施状況を確認した。

検査の結果、保安教育については、使用施設に係る放射線業務従事者、所員等が適切に保安教育されていることを「教育訓練実施報告書」及び「使用施設に係る業務を行う者の名簿の一覧表」により確認した。また、所員の力量管理については「部室員力量管理要領」に基づき記録管理されていることを確認した。

総合的な訓練等については「防災訓練実施結果報告書」及び「使用施設に係る業務を行う者の名簿の一覧表」により適切に実施及び評価されていることを確認した。また、「平成29年度教育訓練実施計画」が策定され、定められた教育及び訓練を実施する計画となっていることを確認した。

なお、上記計画は、保安規定では核燃料取扱主務者による内容精査ののち、所長承認を受けることになっているところ、その承認印が見当たらなかった。本件について、核燃料取扱主務者による内容精査は、原子炉安全委員会への当該主務者の出席をもって行われていたこと及び同委員会議事録にて所長が承認している事を確認した。ただし、事業者からは、核燃料取扱主務者による精査、その後の所長承認に係る手続きを明確にするとの申し出があったことから、今後の保安検査等で確認することとした。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし。